

下川町不妊治療支援事業のご案内



子どもを産み育てたいという希望を持ち、不妊治療を行うご夫婦の心身及び経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費に対して助成を行っています。

治療が始まった方はお早めにご相談ください。また、これから治療を受けようと考えている方もまずはご相談ください。



対象者

不妊治療を希望している夫婦で次の要件をすべて満たしている場合に対象となります。ただし、夫婦以外の第3者から提供を受けた精子、卵子、及び胚による不妊治療や代理母、代理出産によるものは対象となりません。

- ①夫婦ともに、またはいずれか一方が、町内に住所を有すること
- ②法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にある
- ③前年度の町税及び使用料等の滞納がないこと
- ④北海道内の一般不妊治療及び生殖補助医療の保険適用の要件を満たす医療機関で治療すること



助成の内容

① 保険適用となる
一般不妊治療及び生殖補助医療

② 年齢及び回数制限により
保険適用外となった
保険適用と同様の治療

①②どちらも自己負担額の2分の1（1回15万円を限度）を助成します。

※文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の治療費ではない費用や先進医療は含みません。

一般不妊治療	排卵誘発法、タイミング法、人工授精が当てはまります。 また、不妊症スクリーニング検査、精液検査等も含まれます。
生殖補助医療	体外受精、顕微授精、男性不妊治療が当てはまります。

なお、厚生労働省にて先進医療として告示された技術である先進不妊治療を受けられる場合、年齢等要件に合う方は、別途下川町先進不妊治療費助成事業による助成があります。



助成の手続き

助成の申請は、必要な書類を総合福祉センター内 保健福祉課 保健係に提出していただきます。
相談・手続きは、保健師が対応いたします。

必要な書類等 *様式は、HPからダウンロードしていただくか、直接お渡しいたします。
*申請に必要な書類は、各々異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

- ・下川町不妊治療費助成申請書（別記様式第1号）
- ・下川町生殖補助医療費助成事業受診等証明書（別記様式第2号）
または、下川町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第3号）
- ・事実婚関係に関する申立書（別記様式第5号）
- ・治療費領収書

詳しくは、保健師へお問い合わせください。
総合福祉センター「ハピネス」電話4-3356
HPアドレス <http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/>

下川町不妊治療支援事業Q & A



Q. いつ申請すればいいの？

A. 1回の治療後6か月以内の申請が対象になります。

- ・1回の治療(※1)後すみやかに相談(申請)してください。何らかの理由で遅れた場合は、治療後6か月以内までは申請を受付けています。治療開始前や治療中でも、ご相談を承っています。
- ・複数回の治療をまとめて申請することも可能です。(それぞれの治療が治療後6か月以内である必要があります。)
- ・迷われる場合は、お電話などで保健師にお問い合わせください。

(※1) 1回の治療とは、一般不妊治療や生殖補助医療の治療を行って、妊娠した・しなかったが確認できるまでを1回と数えます。

Q. 申請に必要なものがよくわからない

A. 申請に必要なものは表面に記載している書類等になります。

- ・下川町不妊治療費助成申請書(別記様式第1号)は、申請されるご夫婦にご記入いただきます。
- ・下川町生殖補助医療費助成事業受診等証明書(別記様式第2号)と下川町一般不妊治療費助成事業受診等証明書(別記様式第3号)は、治療している医療機関で記入していただく書類になります。
- ・事実婚関係に関する申立書(別記様式第5号)は、事実婚関係にあるご夫婦で、住民基本台帳等で同一世帯か確認できない場合にのみ、ご記入いただきます。
- ・治療費領収書は、申請する治療にかかわるすべての領収書になります。

Q. 相談したいけれど、相談に行きにくいのですが・・・

A. 窓口や電話での相談の際には、「保健師に聞きたいことがある(相談がある)・・・」とっていただき、不妊治療費の助成についての相談と言わなくて大丈夫です。保健師と相談室に入ってから、または保健師に電話を代わってから、不妊治療についての相談と言っていただければ、周りに聞かれることはありません。悩んでいらっしゃるのでしたら、一度相談していただけたらと思います。

Q. 不妊治療をしていませんが、今後どうしようか迷っています。詳しい内容を知っておきたい。

A. 治療していらっしゃる方も、遠慮なくご相談いただければと思っています。

Q. 支援事業と書かれているけれど、どんな支援が受けられるの？

A. 不妊治療の助成の手続きについて、説明などをさせていただく以外に、お子さんを授かるために体調を整えることなどの相談を受けることができます。

Q. 不妊治療は受けているけれど、助成の対象にならないように思うのですが・・・

A. 対象にならないと思われた方も、治療に関係しての相談などございましたら、相談していただけたらと思います。助成の内容などについても、治療の実情に合わせて見直していくことも必要と考えておりますので、ご意見をいただけたらと思います。